

税金

所得税の確定申告・市県民税の申告

令和6年分所得税および復興特別所得税の確定申告
令和7年度市県民税の申告受付

期間 2月17日(月)～3月17日(月)
時間 8時45分～13時(平日)
会場 市民会館コミュニティセンター3階小ホール

■留意事項

※受付時間は13時まで。昨年と受付時間が異なります。ご注意ください。

※本年から、加西市申告会場での税務署職員による申告相談は廃止となりました。

※期間の前半は混雑が予想されます。後半の来場をお勧めします。

※所得税などの還付申告書は、1月上旬から税務署に提出できます。

※次の申告は、社税務署へ

〔加西市申告会場では受付できません〕

土地・建物・株式などを譲渡した所得、青色申告、繰越損失、雑損控除、住宅ローン控除、過年分の申告、準確定申告(亡くなった方などの申告)、相続税・贈与税、消費税および地方消費税

社税務署で確定申告会場開設

期間 2月17日(月)～3月17日(月)
時間 9時～16時(平日)
会場 社税務署(加東市社51・3)

■留意事項

※会場への入場には「入場整理券」が必要です。来場者の状況に応じ、早めに相談受付を終了する場合があります。

※スマートフォン、筆記用具などをお持ちください。

■郵送による提出先

大阪国税局業務センター阪神分室(社税務署担当)〒661・8523
尼崎市若王寺3丁目11・46

問合せ 社税務署 ☎0795④0223

償却資産(固定資産税)の申告は1月31日(金)まで

工場や商店などを経営している方や太陽光発電などの事業を行っている方で、事業に使用する機械・器具・備品・構築物等の償却資産をお持ちの方は、令和7年1月1日現在の資産状況を税務課へ申告してください。

健診

5歳児健診がはじまります

5歳児は、言語の理解力や社会性が高まり、成長発達が著しい時期です。そこで、加西市では就学時健診前の公的な健診として5歳児健診をはじめます。

開始時期 令和7年4月、対象児 令和7年4月以降5歳になる児
※対象児には、個別に案内を送付します。

《NEW》子育て
ベビー用品のリユース品を譲渡します

市民の皆さまからご提供いただいたベビー用品のリユース品を譲渡します。

対象者	加西市内に居住し、かつ住民登録している保護者など
申込方法	市ホームページにある申込フォームまたは「加西市乳幼児用品リユース事業利用申込書」を環境課に提出 ※申込は1世帯につき1台まで
申込締切	1月31日(金)
譲渡の流れ	①申込受付終了後、抽選(希望者が1名の場合は、希望者へ譲渡) ②譲渡が決定した方に、環境課から連絡(ご希望に沿えなかった方への連絡は行いません) ③加西市クリーンセンターで引き渡し

5歳児健診では、お子さんのすこやかな成長発達を促し、見守ることを目的に医師、保健師、臨床心理士などが生活習慣や発達の様子をお伺いします。健診を受けて、就学に向けての準備をしましょう。

問合せ先 健康課 ☎8723

●リユース品の展示日時 1月14日(火)～24日(金) 9時～12時、13時～16時(土・日曜は除く)

場所 加西市クリーンセンター
問合せ先 同センター ☎④60602
※展示品をご覧になりたい方は事前連絡要

●ベビー用品のご提供 随時、受付中

リユース品はQRコードからご覧いただけます。

詳細は、市ホームページをご覧ください。
問合せ 環境課 ☎④8719

事業主の皆さまへ

給与支払者は、令和6年中の給与支払報告書を給与受給者の住所地(令和7年1月1日現在)の自治体へ提出してください。

所得税の源泉徴収義務者である給与支払者(法人・個人を問わず)には、法令により全ての従業員の個人住民税を給与から特別徴収していただく必要があります。

支援

新入学用品準備金を支給(加西市就学援助)

経済的な理由によって、小・中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して、新入学用品準備金を支給します。

受付期限 1月10日(金)

対象者 新小学1年生
国公立小学校入学予定(私立および特別支援学校は対象外)の保護者のうち、新入学用品準備金の支給を希望する方

市内圏に在籍中の方には、所属圏を通じて案内を配布します。

新中学1年生
令和6年度就学援助認定されている方(令和7年1月時点)

対象者に支給しますので申請不要です。ただし、私立中学校および特別支援学校へ入学予定の方は、対象外となりますのでご連絡ください。

提出先 下記QRコードまたは学校教育課窓口
問合せ 学校教育課 ☎④8772

教育

4月に小・中学校に入学される方へ

令和7年度に小中学校に入学する方(保護者)に対し、住所に基づいて入学する学校を指定し、就(入)学通知書を1月下旬に送付します。特別な理由がある場合は、指定校(特別支援学校を除く)を変更できます。ご希望の方は通知書が届いたら学校教育課へご相談ください。

特別な理由 ①～③は要添付書類

①小学生で保護者の就労などにより校外の家庭に児童を預ける場合
②住宅新築などで転居が確実であり、転居予定地の学校へ就学を希望する場合

③加入する自治会の校区が、住所地の校区と異なる場合など
④大学附属・私立小中学校に入学する場合

手続き

入学する学校	手続き場所
指定校以外の市内小中学校	学校教育課(持ち物:必要書類)
市外の市町立小中学校	入学を希望する学校を管轄する教育委員会
大学附属・私立小中学校	学校教育課(持ち物:各校が発行する入学許可証)

問合せ 学校教育課 ☎④8772

来場不要！待ち時間ゼロ。
便利なスマホ申告(国税電子申告)をご利用ください

お手持ちのスマートフォンで申告できる、国税庁の「確定申告等作成コーナー」を利用すれば、確定申告会場に向向なくても自宅から申告できます。また、所得税が還付される申告の場合は、会場での申告よりも早く還付されます(約3週間)。

ぜひ、電子申告をお試ください。

スマホ申告に必要なもの

- ①マイナンバーカード
- ②マイナンバーカードの暗証番号(電子証明:数字4桁 署名電子証明書:英数6桁以上)
- ③マイナンバーカード対応スマートフォン
- ④マイナポータルアプリのインストール
- ⑤申告に必要な書類(源泉徴収票、生命保険料控除証明書、寄附金受領証明書など)
- ⑥本人名義の銀行の口座番号が分かるもの(還付申告の場合)

＼e-Taxの5つのメリット／

- 自宅から申告可能
- 確定申告期間 24時間利用可能
- 申告書がデータで取得可能
- 添付書類 提出不要
- 早期還付 (3週間程度で還付)

※メンテナンス時間を除きます ※一部の書類を除きます